

インボイス制度 電子帳簿保存法 研修会のご案内



受講料無料

令和5年10月から『インボイス制度』（適格請求書等保存方式）が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、『適格請求書発行事業者』に限られ、原則として**令和5年3月31日までに登録申請書**を提出する必要があります。免税事業者の方にも関わることで、是非この機会に『インボイス制度』をご理解頂き、それぞれの事業に応じた対応や準備を進めていただけるよう、お願い申し上げます。

【カリキュラム】

- ① 消費税の基本的な仕組み
- ② インボイス制度の概要
- ③ インボイス制度の事前準備と留意点
- ④ 免税事業者への影響や対策
- ⑤ 電子帳簿保存法とは

◆研修会日時

第1回：12月19日（月）17時～19時
～令和5年～

第2回：1月11日（水）15時～17時

第3回：1月23日（月）17時～19時

◆会場：人鶴見法人会 会議室

◆住所：横浜市鶴見区鶴見中央 4-36-1
ナイス第2ビル5階

◆定員：20名 定員になり次第締め切らせて頂きます

～講師紹介～

税理士 笹崎 浩孝 氏

略歴

平成10年7月 保土ヶ谷税務署 上席国税調査官
平成25年7月 横浜中税務署 副署長
平成29年7月 東京国税局 査察部 統括捜査官
平成30年7月 巷税務署 署長
令和01年7月 東京国税局 統括国税調査官
令和02年7月 平塚税務署 署長
令和03年8月 税理士登録
笹崎浩孝税理士事務所設立

“ 裏面の参加申込書にご記入の上、FAXでお申込みください ”